

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 都市計画課

許認可等の内容		栃木県屋外広告物条例に基づく屋外広告物の許可
根拠法令等及び条項		栃木県屋外広告物条例第5条、第8条第4項、第8条第5項、第8条第6項、第9条第2項、第13条第3項、第14条第1項
標準 処理 期間	根拠条項	屋外広告物許可事務における標準処理期間（内規）
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 令和 年 月 日最終変更
	標準処理期間	7日以内
審査 基準	根拠条項	栃木県屋外広告物条例第5条、第8条第4項、第8条第5項、第8条第6項、第9条第2項、第13条第3項、第14条第1項 栃木県屋外広告物条例施行規則第2条、第4条第8項、第4条第9項、第4条第10項、第9条第1項、第10条第1項
	参考事項	栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
	設定等年月日	昭和39年10月 1日設定 令和 5年 8月26日最終変更
	【 基 準 】	<p>栃木県屋外広告物条例に基づく屋外広告物の許可については、広告物の種類別、地域別の基準に適合することが許可の審査基準となる。以下、県条例及び施行規則の関係条文を抜粋。</p> <p>【条例】 （許可地域） 第5条 第3条に掲げる地域又は場所以外の地域において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>【規則】 （許可の基準） 第2条 条例第五条の許可の基準は、別表第一のとおりとする。 ※別表第1については、別添資料のとおり</p> <p>【条例】 （適用除外） 第8条 4 自己の営業内容等を表示するため自己の営業所等に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件で、第2項第1号に掲げるもの以外のものについては、規則で定めるところにより知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第3条の規定は適用しない。</p>

**【規則】**

(適用除外)

第4条

8 条例第8条第4項の許可の基準は、第1項第1号又は第3号に規定する地域又は場所において、表示面積の合計が30平方メートル以内の特定商品名を誇張して表示しない広告物又は掲出物件であり、かつ、当該地域又は場所の区分に応じ、それぞれ同項第1号又は第3号に定める基準に適合するものであることとする。

**【条例】**

(適用除外)

第8条

5 自己の営業所等の所在を表示するため、自己の営業所等以外の場所に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件については、規則で定めるところにより知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第3条の規定は適用しない。

**【規則】**

(適用除外)

第4条

9 条例第八条第五項の許可の基準は、次のとおりとする。

- (1) 自己の住所、事業所、営業所又は作業所（以下「自己の営業所等」という。）の所在を表示することが事業遂行上不可欠であると認められるものであること。
- (2) 高さは、地上から上端まで2メートル（複数の者が共架する場合にあっては3メートル）以下であること。
- (3) 規格は、1件につき横1メートル以下、縦0.5メートル以下であること。
- (4) 表示面は、平面であり、かつ、表裏各一面以内であること。
- (5) 位置は、自己の営業所等の所在地から3キロメートル以内であり、かつ、自己の営業所等の所在地へ効果的に案内することができる道路の交差点から5メートル以上500メートル以内の範囲であること。
- (6) 材料は、青銅、木又は擬木であること。
- (7) 色彩は、青銅製にあっては着色しないものであり、木製又は擬木にあってはこげ茶色であって、文字は白色又は黒色とし、発光塗料を使用しないものであること。ただし、一面につき表示面の5分の1の範囲内において、色彩の制限のない一の図柄（以下「ワンポイントマーク」という。）を表示することができる。
- (8) 件数は、広告物を掲出する者一者につきおおむね3件以内であること。
- (9) 複数の者が共架する場合は、縦に五件まで共架することができる。
- (10) 特殊装置を使用する場合は、間接照明の方法によるものとし、光源が白色系であり、光源の点滅（光源の動き又は光源の輝度の変化を含む。以下同じ。）を伴わないものであること。

**【条例】**

(適用除外)

第8条

6 道標、案内図板、その他公共的目的をもつた広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又は掲出物件については、規則で定めるところにより知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第3条の規定は適用しない。

【規則】

(適用除外)

第4条

10 条例第8条第6項の許可の基準は、第1項各号に規定する地域又は場所の区分に応じ、それぞれ同項各号に定める基準に適合するものであることとする。

【条例】

第9条 知事は、良好な景観の形成又は風致の維持のため、知事が指定する場所又は施設を利用して別に知事が定める規格に従い表示される広告物については、第3条及び第15条第1項の規定の適用を除外することができる。

2 前項の適用の除外を受けようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

【条例】

(許可の期間及び条件)

第13条

3 知事は、申請に基づき許可の期間を更新することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

【規則】

第9条 条例第13条第3項の規定により許可を受けようとする者は、屋外広告物更新許可申請書(別記様式第3号)正副二部に次に掲げる写真及び書類(第14条各号に掲げる広告物(車両に表示されるものを除く。))又は掲出物件に係る許可を受けようとする者にあつては、第二号に掲げる書類を除く。)を添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 広告物又は掲出物件の写真

(2) 屋外広告物自己点検結果確認書(別記様式第3号の3)

【条例】

(変更等の許可)

第14条 第5条、第8条第4項から第6項まで又は第9条第2項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするときは、規則で定めるところにより知事の許可を受けなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

【規則】

第10条 条例第14条第1項の規定により許可を受けようとする者は、屋外広告物変

更許可申請書（別記様式第4号）正副2部に次に掲げる書類（第14条各号に掲げる広告物（車両に表示されるものを除く。）又は掲出物件に係る許可を受けようとする者にあつては、第5号に掲げる書類を除く。）を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 広告物の形状等に関する図面
- (2) 表示又は設置の場所の位置図及び平面図
- (3) 表示又は設置の場所の使用権を証する書面
- (4) 屋外広告物講習会修了証明書等管理者の資格を証する書面
- (5) 屋外広告物自己点検結果確認書（別記様式第3号の3）

別表第1（第2条、第4条関係）

広告物の種類		区分 基準	自然保全型地域	自然保全型沿線 地域	田園調和型地域	田園調和型沿線 地域	市街地形成型地 域
広告 板	野立 広告 板	高さ	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下かつ道路からの後退距離以下	地上から上端まで6メートル以下かつ道路からの後退距離以下	地上から上端まで6メートル以下かつ道路からの後退距離以下	地上から上端まで6メートル以下
		表示面積	1面につき0.5平方メートル以内で、1件につき表裏各1面以内	1面につき3平方メートル以内で、1件につき表裏各1面以内	1面につき10平方メートル以内で、1件につき表裏各1面以内	1面につき20平方メートル以内で、1件につき表裏各1面以内	1面につき20平方メートル以内で、1件につき表裏各1面以内
		道路からの後退距離	1メートル以上	1メートル以上かつ広告物の高さ以上	1メートル以上かつ広告物の高さ以上	1メートル以上かつ広告物の高さ以上	後退距離はない。ただし、道路へ突き出さないこと。
		広告物相互間の距離	30メートル以上	30メートル以上	30メートル以上	30メートル以上	
		色彩	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。ただし、1面につき表示面の5分の1の範囲内においてワンポイントマークを表示することができる。				
		基数及び共架数	1基につき縦に5件まで共架することができる。	1基につき縦に5件まで共架することができる。ただし、それらの表示面積の合計は、6平方メートル以内とする。	1基につき縦に5件まで共架することができる。ただし、それらの表示面積の合計は、20平方メートル以内とする。	1基につき縦に5件まで共架することができる。ただし、それらの表示面積の合計は、40平方メートル以内とする。	1 前面道路（事業所等の敷地が接する公道をいう。以下同じ。）につき1基 2 1基につき縦に5件まで共架することができる。ただし、それらの表示面積の合計は、40平方メートル以内とする。
	特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの			
敷地	高さ	地上から上端まで3メートル以	地上から上端まで6メートル以	地上から上端まで6メートル以	地上から上端まで9メートル以	地上から上端まで12メートル	

内 広 告 板		下	下	下	下	以下
	表示面積	1面につき3平方メートル以内かつ表裏各1面以内	1面につき10平方メートル以内かつ表裏各1面以内	1面につき10平方メートル以内かつ表裏各1面以内	1面につき20平方メートル以内かつ表裏各1面以内	1面につき20平方メートル以内かつ表裏各1面以内
	道路からの後退距離	1メートル以上	1メートル以上	1メートル以上	1メートル以上	後退距離はない。ただし、道路へ突き出す場合は、出幅にあつては道路境界から1メートル以内、地上から下端までの高さにあつては車道上4.5メートル以上、歩道上2.5メートル以上とする。
	基数	敷地につき1基	敷地につき1基	敷地につき1基	前面道路につき1基	次のいずれかの基数 1 敷地につき2基 2 前面道路につき1基 3 敷地につき1基及び車両出入口につき1基
	特殊装置	光源の点滅を伴わないもの	光源の点滅を伴わないもの			
屋 上 広 告 板	高さ	1メートル以下	1メートル以下	3メートル以下	3メートル以下又は建築物の高さの3分の1以下で最高6メートル	3メートル以下又は建築物の高さの3分の1以下で最高6メートル
	表示面積	1面につき3平方メートル以内かつ表裏各1面以内	1面につき3平方メートル以内かつ表裏各1面以内	1面につき15平方メートル以内かつ表裏各1面以内	1面につき60平方メートル以内かつ表裏各1面以内	1面につき60平方メートル以内かつ表裏各1面以内
	位置	建築物からはみ出さないこと。	建築物からはみ出さないこと。	建築物からはみ出さないこと。	建築物からはみ出さないこと。	建築物からはみ出さないこと。
	基数	建築物につき1基。ただし、屋上広告塔と併せて表示することはできない。	建築物につき1基。ただし、屋上広告塔と併せて表示することはできない。	1建築壁面につき1基。ただし、屋上広告塔と併せて表示することはできない。	1建築壁面につき1基。ただし、屋上広告塔と併せて表示することはできない。	1建築壁面につき1基。ただし、屋上広告塔と併せて表示することはできない。
		特殊装置	光源の点滅を伴わないもの	光源の点滅を伴わないもの	光源の点滅を伴わないもの	

壁面広告物	高さ	広告物にあつては2階窓下以下かつ6メートル以下。ワンポイントマークにあつては高さの制限はない。	広告物にあつては2階窓下以下かつ6メートル以下。ワンポイントマークにあつては高さの制限はない。	広告物にあつては2階窓下以下かつ6メートル以下。ワンポイントマークにあつては高さの制限はない。	広告物にあつては3階窓下以下かつ9メートル以下。ワンポイントマークにあつては高さの制限はない。	広告物にあつては3階窓下以下かつ9メートル以下。ただし、ワンポイントマーク及び商工業地域等（都市計画法第2章の規定により定められた第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域並びに産業団地又は工業団地の区域（用途地域を除く。）で知事が指定する区域をいう。以下同じ。）における広告物にあつては高さの制限はない。
	表示面積	広告物にあつては3平方メートル以内。ただし、ワンポイントマーク（1平方メートル以内）を表示する場合にはあつては2平方メートル以内とする。	広告物にあつては3平方メートル以内。ワンポイントマークにあつては1平方メートル以内	広告物にあつては有効壁面（前面道路に面する壁面をいう。以下同じ。）につき10平方メートル以内。ワンポイントマークにあつては、1平方メートル以内	広告物にあつては有効壁面につき20平方メートル以内。ワンポイントマークにあつては、3平方メートル以内	広告物にあつては有効壁面につき20平方メートル以内。ただし、商工業地域等にあつては有効壁面の面積の10分の1の面積（当該10分の1の面積が20平方メートル未満のときは、20平方メートル）以内。ワンポイントマークにあつては、3平方メートル以内
	位置	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。
	基数	1 広告物にあつては有効壁面につき1基 2 ワンポイントマークにあつては有効壁	1 広告物にあつては有効壁面につき1基 2 ワンポイントマークにあつては有効壁	ワンポイントマークにあつては有効壁面につき1基	ワンポイントマークにあつては有効壁面につき1基	ワンポイントマークにあつては有効壁面につき1基

		面につき1基	面につき1基				
		特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの			
広告塔	野立広告塔	高さ	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下かつ道路からの後退距離以下	地上から上端まで6メートル以下かつ道路からの後退距離以下	地上から上端まで9メートル以下かつ道路からの後退距離以下	地上から上端まで9メートル以下
		表示面積	1面につき3平方メートル以内かつ合計12平方メートル以内	1面につき3平方メートル以内かつ合計12平方メートル以内	1面につき10平方メートル以内かつ合計40平方メートル以内	1面につき20平方メートル以内かつ合計80平方メートル以内	1面につき20平方メートル以内かつ合計80平方メートル以内
		形状・幅	1面の幅は1メートル以内かつ最大投影幅は1. 5メートル以内	1面の幅は1メートル以内かつ最大投影幅は1. 5メートル以内	1面の幅は2メートル以内かつ最大投影幅は2. 5メートル以内	1面の幅は2. 5メートル以内かつ最大投影幅は3. 5メートル以内	1面の幅は2. 5メートル以内かつ最大投影幅は3. 5メートル以内
		道路からの後退距離	1メートル以上	1メートル以上かつ広告物の高さ以上	1メートル以上かつ広告物の高さ以上	1メートル以上かつ広告物の高さ以上	後退距離はない。ただし、道路へ突き出さないこと。
		広告物相互間の距離	30メートル以上	30メートル以上	30メートル以上	30メートル以上	
		色彩	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。ただし、1面につき表示面の5分の1の範囲内においてワンポイントマークを表示することができる。				
		基数					前面道路につき1基
		特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの		
敷地内広告塔	高さ	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで6メートル以下	地上から上端まで6メートル以下	地上から上端まで9メートル以下	地上から上端まで12メートル以下	
	表示面積	1面につき3平方メートル以内かつ合計12平方メートル以内	1面につき10平方メートル以内かつ合計40平方メートル以内	1面につき10平方メートル以内かつ合計40平方メートル以内	1面につき20平方メートル以内かつ合計80平方メートル以内	1面につき20平方メートル以内かつ合計80平方メートル以内	



			内	内	内	内
	形状・幅	1面の幅は1メートル以内かつ最大投影幅は1.5メートル以内	1面の幅は2メートル以内かつ最大投影幅は2.5メートル以内	1面の幅は2メートル以内かつ最大投影幅は2.5メートル以内	1面の幅は2.5メートル以内かつ最大投影幅は3.5メートル以内	1面の幅は2.5メートル以内かつ最大投影幅は3.5メートル以内
	後退距離	敷地境界から1メートル以上	敷地境界から1メートル以上	敷地境界から1メートル以上	敷地境界から1メートル以上	後退距離はない。ただし、道路へ突き出さないこと。
	基数	敷地につき1基	敷地につき1基	敷地につき1基	敷地につき1基	敷地につき1基
	特殊装置	光源の点滅を伴わないもの	光源の点滅を伴わないもの			
屋上 広告塔	高さ	1メートル以下	1メートル以下	3メートル以下	3メートル以下又は建築物の高さの3分の1以下で最高6メートル	3メートル以下又は建築物の高さの3分の1以下で最高6メートル
	表示面積	1面につき3平方メートル以内かつ合計12平方メートル以内	1面につき3平方メートル以内かつ合計12平方メートル以内	1面につき15平方メートル以内かつ合計60平方メートル以内	1面につき60平方メートル以内かつ合計240平方メートル以内	1面につき60平方メートル以内かつ合計240平方メートル以内
	形状・幅	1面の幅は3メートル以内かつ最大投影幅は4メートル以内	1面の幅は3メートル以内かつ最大投影幅は4メートル以内	1面の幅は5メートル以内かつ最大投影幅は7メートル以内	1面の幅は10メートル以内かつ最大投影幅は14メートル以内	1面の幅は10メートル以内かつ最大投影幅は14メートル以内
	位置	建築物からはみ出さないこと。	建築物からはみ出さないこと。	建築物からはみ出さないこと。	建築物からはみ出さないこと。	建築物からはみ出さないこと。
	基数	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。
	特殊装置	光源の点滅を伴わないもの	光源の点滅を伴わないもの	光源の点滅を伴わないもの		
	壁面突 出広告物	高さ	地上から上端まで6メートル以下かつ軒高以下	地上から上端まで6メートル以下かつ軒高以下	地上から上端まで6メートル以下かつ軒高以下	地上から上端まで9メートル以下かつ軒高以下
表示面積		1面につき1.5平方メートル以内かつ合計3	1面につき3平方メートル以内かつ合計6平方	1面につき5平方メートル以内かつ合計10平	1面につき10平方メートル以内かつ合計20	1面につき10平方メートル以内かつ合計20

		平方メートル以内	メートル以内	方メートル以内	平方メートル以内	平方メートル以内
	出幅	建築壁面から1メートル以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。	建築壁面から1メートル以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。	建築壁面から1.5メートル以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。	建築壁面から1.5メートル以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。	建築壁面から1.5メートル以内かつ敷地境界から1メートル以内
	基数	有効壁面につき1基	有効壁面につき1基	有効壁面につき1基	有効壁面につき1基。ただし、表示面積の合計が20平方メートル以内であり、かつ、有効壁面につき縦に1列に表示し、又は設置する場合にあっては基数の制限はない。	有効壁面につき1基。ただし、表示面積の合計が20平方メートル以内であり、かつ、有効壁面につき縦に1列又は2列に表示し、又設置する場合にあっては基数の制限はない。
置看板	高さ	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下
	表示面積	1面につき1.5平方メートル以内かつ合計6平方メートル以内	1面につき1.5平方メートル以内かつ合計6平方メートル以内	1面につき1.5平方メートル以内かつ合計6平方メートル以内	1面につき1.5平方メートル以内かつ合計6平方メートル以内	1面につき1.5平方メートル以内かつ合計6平方メートル以内
	位置	道路へ突き出さないこと。	道路へ突き出さないこと。	道路へ突き出さないこと。	道路へ突き出さないこと。	道路へ突き出さないこと。
	基数	敷地につき2基	敷地につき2基	敷地につき2基	前面道路につき2基	前面道路につき2基
	特殊装置	光源の点滅を伴わないもの	光源の点滅を伴わないもの			
のぼり旗（条例第8条第1項第2号の国若しくは地方公共団体又は第4条第2項第2号の公共的団体が公共的目的をもつ	高さ	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下
	表示面積	1面につき1.5平方メートル以内かつ表裏各1面以内	1面につき1.5平方メートル以内かつ表裏各1面以内	1面につき1.5平方メートル以内かつ表裏各1面以内	1面につき1.5平方メートル以内かつ表裏各1面以内	1面につき1.5平方メートル以内かつ表裏各1面以内
	表示期間	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内
	位置、間隔及び基数	1 道路へ突き出さないこと。 2 敷地につき2本	1 道路へ突き出さないこと。 2 敷地につき2本	1 道路へ突き出さないこと。 2 敷地又は建築物の出入口に設置する1対（2本）のものを除き、相互間の距離	1 道路へ突き出さないこと。 2 敷地又は建築物の出入口に設置する1対（2本）のものを除き、相互間の距離	1 道路へ突き出さないこと。 2 敷地又は建築物の出入口に設置する1対（2本）のものを除き、相互間の距離

て表示し、又は設置するものを除く)					6メートル以上	6メートル以上	6メートル以上
のぼり旗(条例第8条第1項第2号の国若しくは地方公共団体又は第4条第2項第2号の公共的団体が公共的目的をもって表示し、又は設置するものに限る)	高さ	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下	地上から上端まで3メートル以下
	表示面積	1面につき1.5平方メートル以内かつ表裏各1面以内	1面につき1.5平方メートル以内かつ表裏各1面以内	1面につき1.5平方メートル以内かつ表裏各1面以内	1面につき1.5平方メートル以内かつ表裏各1面以内	1面につき1.5平方メートル以内かつ表裏各1面以内	1面につき1.5平方メートル以内かつ表裏各1面以内
	表示期間	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内
	位置、間隔及び基数	敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6メートル以上	敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6メートル以上	敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6メートル以上	敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6メートル以上	敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6メートル以上	敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6メートル以上
はり紙	表示面積	1面につき1平方メートル以内	1面につき1平方メートル以内	1面につき1平方メートル以内	1面につき1平方メートル以内	1面につき1平方メートル以内	1面につき1平方メートル以内
	表示期間	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内
はり札	表示面積	1面につき0.2平方メートル以内	1面につき0.2平方メートル以内	1面につき0.2平方メートル以内	1面につき0.2平方メートル以内	1面につき0.2平方メートル以内	1面につき0.2平方メートル以内
	表示期間	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内
立看板	表示面積	1平方メートル以内	1平方メートル以内	1平方メートル以内	1平方メートル以内	1平方メートル以内	1平方メートル以内
	表示期間	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内
	設置方法	建築物又は堅固な工作物(十分な根入を持つ杭等を含む。)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置すること。	建築物又は堅固な工作物(十分な根入を持つ杭等を含む。)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置すること。	建築物又は堅固な工作物(十分な根入を持つ杭等を含む。)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置すること。	建築物又は堅固な工作物(十分な根入を持つ杭等を含む。)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置すること。	建築物又は堅固な工作物(十分な根入を持つ杭等を含む。)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置すること。	建築物又は堅固な工作物(十分な根入を持つ杭等を含む。)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置すること。
広告幕	懸垂幕	長さ	15メートル以下	15メートル以下	15メートル以下	15メートル以下	15メートル以下
		幅	1.4メートル	1.4メートル	1.4メートル	1.4メートル	1.4メートル

			以下	以下	以下	以下	以下
	横断幕	高さ	地上から下端まで歩道上にあっては3.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては5メートル以上	地上から下端まで歩道上にあっては3.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては5メートル以上	地上から下端まで歩道上にあっては3.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては5メートル以上	地上から下端まで歩道上にあっては3.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては5メートル以上	地上から下端まで歩道上にあっては3.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては5メートル以上
		設置場所	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該横断幕の公益性から適当と認められること。	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該横断幕の公益性から適当と認められること。	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該横断幕の公益性から適当と認められること。	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該横断幕の公益性から適当と認められること。	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該横断幕の公益性から適当と認められること。
電柱、街灯柱等を利用する広告物	巻付広告	高さ	地上から下端まで1.2メートル以上かつ地上から上端まで3.2メートル以下	地上から下端まで1.2メートル以上かつ地上から上端まで3.2メートル以下	地上から下端まで1.2メートル以上かつ地上から上端まで3.2メートル以下	地上から下端まで1.2メートル以上かつ地上から上端まで3.2メートル以下	地上から下端まで1.2メートル以上かつ地上から上端まで3.2メートル以下
		表示面積	1平方メートル以内	1平方メートル以内	1平方メートル以内	1平方メートル以内	1平方メートル以内
	袖看板	高さ	地上から下端まで歩道上にあっては2.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては4.5メートル以上	地上から下端まで歩道上にあっては2.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては4.5メートル以上	地上から下端まで歩道上にあっては2.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては4.5メートル以上	地上から下端まで歩道上にあっては2.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては4.5メートル以上	地上から下端まで歩道上にあっては2.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては4.5メートル以上
		規格	縦1.2メートル以下かつ横0.5メートル以下	縦1.2メートル以下かつ横0.5メートル以下	縦1.2メートル以下かつ横0.5メートル以下	縦1.2メートル以下かつ横0.5メートル以下	縦1.2メートル以下かつ横0.5メートル以下
車両に表示される広告	鉄道車両及び軌道車両	位置	左右側面部及び前後部（路線バスにあつては、左右側面部及び後部に限る。）	左右側面部及び前後部（路線バスにあつては、左右側面部及び後部に限る。）	左右側面部及び前後部（路線バスにあつては、左右側面部及び後部に限る。）	左右側面部及び前後部（路線バスにあつては、左右側面部及び後部に限る。）	左右側面部及び前後部（路線バスにあつては、左右側面部及び後部に限る。）
		表示方法	交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。

物	路線バス及び観光バス	位置	左右側面部及び前後部（路線バスにあっては、左右側面部及び後部に限る。）	左右側面部及び前後部（路線バスにあっては、左右側面部及び後部に限る。）	左右側面部及び前後部（路線バスにあっては、左右側面部及び後部に限る。）	左右側面部及び前後部（路線バスにあっては、左右側面部及び後部に限る。）	左右側面部及び前後部（路線バスにあっては、左右側面部及び後部に限る。）
		表示方法	交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。
アドバルーン		規格	気球の直径にあっては3メートル以下、添架装置の綱にあっては長さ15メートル以下かつ幅1.5メートル以下、地上から気球までの長さにはあっては45メートル以下	気球の直径にあっては3メートル以下、添架装置の綱にあっては長さ15メートル以下かつ幅1.5メートル以下、地上から気球までの長さにはあっては45メートル以下	気球の直径にあっては3メートル以下、添架装置の綱にあっては長さ15メートル以下かつ幅1.5メートル以下、地上から気球までの長さにはあっては45メートル以下	気球の直径にあっては3メートル以下、添架装置の綱にあっては長さ15メートル以下かつ幅1.5メートル以下、地上から気球までの長さにはあっては45メートル以下	気球の直径にあっては3メートル以下、添架装置の綱にあっては長さ15メートル以下かつ幅1.5メートル以下、地上から気球までの長さにはあっては45メートル以下
		表示期間	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内
アーチ		高さ	地上から下端まで歩道上にあっては3.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては5メートル以上	地上から下端まで歩道上にあっては3.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては5メートル以上	地上から下端まで歩道上にあっては3.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては5メートル以上	地上から下端まで歩道上にあっては3.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては5メートル以上	地上から下端まで歩道上にあっては3.5メートル以上、歩道以外の場所にあつては5メートル以上
		設置場所	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該アーチの公益性から適当と認められること。	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該アーチの公益性から適当と認められること。	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該アーチの公益性から適当と認められること。	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該アーチの公益性から適当と認められること。	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該アーチの公益性から適当と認められること。
サインポール		高さ	地上から下端まで4.5メートル以上	地上から下端まで4.5メートル以上	地上から下端まで4.5メートル以上	地上から下端まで4.5メートル以上	地上から下端まで4.5メートル以上
		規格	縦、横それぞれ2メートル以下	縦、横それぞれ2メートル以下	縦、横それぞれ2メートル以下	縦、横それぞれ2メートル以下	縦、横それぞれ2メートル以下
アーケード添		高さ	地上から下端まで2.5メートル	地上から下端まで2.5メートル	地上から下端まで2.5メートル	地上から下端まで2.5メートル	地上から下端まで2.5メートル

加広告物	規格	ル以上 1 縦0.5メートル以下かつ横1.5メートル以下 2 原則として同一商店街で規格が統一されていること。	ル以上 1 縦0.5メートル以下かつ横1.5メートル以下 2 原則として同一商店街で規格が統一されていること。	ル以上 1 縦0.5メートル以下かつ横1.5メートル以下 2 原則として同一商店街で規格が統一されていること。	ル以上 1 縦0.5メートル以下かつ横1.5メートル以下 2 原則として同一商店街で規格が統一されていること。	ル以上 1 縦0.5メートル以下かつ横1.5メートル以下 2 原則として同一商店街で規格が統一されていること。
軌道停車場及びバス停留所上屋等利用広告物	表示方法	交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。	交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。	交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。	交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。	交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。

備考

- 1 「自然保全型地域」とは、知事が指定する地域のうち、条例第3条に規定する地域又は場所（以下「禁止地域」という。）、市街地形成型地域、自然保全型沿線地域及び田園調和型沿線地域を除いた地域をいう。
- 2 「自然保全型沿線地域」とは、禁止地域及び市街地形成型地域を除く地域のうち、知事が指定する地域をいう。
- 3 「田園調和型地域」とは、禁止地域、自然保全型地域、自然保全型沿線地域、田園調和型沿線地域及び市街地形成型地域を除く地域をいう。
- 4 「田園調和型沿線地域」とは、禁止地域、市街地形成型地域及び自然保全型沿線地域を除く地域のうち、知事が指定する地域をいう。
- 5 「市街地形成型地域」とは、禁止地域を除く用途地域及び産業団地又は工業団地の区域（用途地域を除く。）で知事が指定する区域をいう。